

海陽町ベビー用品貸与申請同意・誓約書

私は、海陽町ベビー用品貸与事業実施要綱第7条1項の規定に基づき、ベビー用品の貸与申請をするに当たり、下記事項について同意・誓約します。

記

- 1 善良な管理者の注意をもって、ベビー用品を常に良好な状態で管理します。
- 2 ベビー用品を目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供したりしません。
- 3 ベビー用品の形状を変更し、又はこれに工作を加えません。
- 4 ベビー用品に異常又は損傷が生じた場合は、直ちに使用を中止するとともに、報告し指示を受けます。
- 5 貸与期間中に転居による住所の変更等があったときは、速やかに届けます。
- 6 ベビー用品を目的に反し使用するなど遵守事項に違反した場合などに、利用を中止されても一切異議申し立てはいたしません。
- 7 貸与期間が終了したとき、又は貸与を受けることができる者でなくなったときは、速やかにベビー用品を返却します。
- 8 ベビー用品を紛失し又は損傷したときは、賠償します。
- 9 ベビー用品の使用中に起きた事故等につきましては、海陽町に対して、損害賠償請求等一切の申し立てをいたしません

令和 年 月 日

海陽町長 殿

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号